UCコーポレート会員規約・カード使用者規約(会社一括決済用)

《一般各值》

ユーシーハート体スエは、ローコエリニのロット、ハーペン、イーペート 未認のうえ、当社が発行するクレジットカード(以下「カトリと称しま す。)の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた法人または 団体(以下「法人」と総称します。)をUCコーポレート会員(以下「法人 今日 レ称します)レレキす

会員」と称します。) とします。 第2条(カード利用単位、管理責任者及びカード使用者) 1. 法人は入会に当たり、カードの利用単位(以下「カード利用単位」と 称します。) およびカード利用単位の管理責任者(以下「管理責任者) 様にます。Jおよびカード利用単位の管理責任者(以)ト管理責任者) を称します。2倍指定する5のとよす。ただし、カード利用単位に再属する役 職員とします。2. 管理責任者はカード利用単位に再属する役 職員とします。2. 管理責任者は、法人会員に代かってカードを使用 する方(以下・切ード使用者)と称します。)を所定の方法により届出る ものとします。ただし、カード使用者(シ杯)よす。)を所定の方法により届出る ものとします。ただし、カード使用者(シ杯) 最良で、当性、収出、生規約を承認した方とし、当社が適当と認めた方 とします。3. 法人会員は当社との連絡のため、連絡担当者を所定の 方法により指定するものとし、カードおよび郵便物の送付、並びに当 社よりの連絡・通知等は連絡担当者に行うことによって法人会員に

第3条(法人会員とカード使用者の連帯責任)

系3米(本人云具と)の一下使用者は、カードにより生ずる一切の責任に ついて連帯して引受けるものとします。ただし、カード使用者の支払責 任は、年会費、自己に貸与されたカードの使用、および各種サービス の利用によって生ずる債務及び諸手数料に限られます

の利用によって生ずる保務及び諸手数料に限られます。 第4条(カードの発行と管理) 1. 注入会員へのカード発行は、そのカード使用者に対し当社がカー ドを貸与することにつて行います。たお、カードと会員規約は原則と してカード利用単位の管理責任者へ送付します。ただし、カード送付 方法について別に指定がある場合にはその方法に従い送付します。 2. 当社よりカードが保与された場合は、ただらに当該カードの署名欄 2. 当性よりカードが資存された場合は、ただらに当該カードの署名標の に当該カード使用者ご自身の2番名をしていただきます。3. カルの 所有権は当社に属し、法人会員およびカード使用者には、善良なる 管理者の注意をもって使用保管していただきます。4. カードは大 表面にお名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者で 本人のみがご利用でき、他人に貸手・譲逃し、は担保に歴他するな とカードの占有を第三者に移転することは一切できません。5. 前項 に違反してカードが使用された場合 その利用代金等の支払いけ法 人会員及び当該カード使用者が連帯して引受けるものとします。 カードの有効期限は、当社が指定する日までとし、カードの表面に印 字します。7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法 テレスティーン ドッド かが成めがない方式であった。 コニルコでのにとか 人会員およびカード使用者として適当に認めたとされ、管理責任者が あらかじめ指定した送付先に新しいカードと会員規約を送付します。 なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、 有効期限経過後といえども会員規約の効力が維持されるものとしま

7。 第5条(カードの年会費)

第5条(カードの年金費) 1. 法人会員またはカード使用者は、当社に対し所定の年会費を支払 うものとします。2. 年会費の支払日、支払い方法は当上所定の時期、 方法によるものとします。3. すでにお支払い済の年会費は、退会また は会員資格の取消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いた。

1. 当社はカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号(4 1. ヨロはメアード使用者から少な中し口により、カートの暗証をすべる 術の数字)を登録するものとします。ただし、下記に該当する場合は、 当社所定の方法により登録するものとします。(イ)カード使用者から のお申し出のない場合。(ロ) 当社が禁止している番号のお申し出が あった場合。2. 法人会員およびケード使用者は暗証番号を第三者 あつた場合。2. 法人会員およいアード使用者「取増証券予を第二者 に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとしま す。3. カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたとき は、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、法人 会員およびカード使用者はそのために生ずる一切の債務について支

第7条(カード利用限度額)

第7米(ノ) 「竹川成長観) 1. ご利用代金の未決済合計額の限度額は、法人会員がカード使用 者を届け出する際に所定の方法で申し出るものとし、当社が認めた金 額とします。なお、本条におけるご利用代金にはカードによる商品の 購入代金、サービスの受領、年会費、キャッシングサービス、通信販 勝小八近、ソーと、ペンタ版、十云質、イヤジシン・リーとへ、面信取 売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サー ピスの代金及び諸手教料を含みます。2. カード1回当たりの利用領 は、日本国内の加盟店(以下、「国内加盟店、と称します。」では当社 が定める金額、日本国外の加盟店(以下「海外加盟店」と称します。」で かにのの金額、日本国外の川面店「以下「海外川面店」と称します。」 ではマスターカードインタナショナルインコーポレィテッドまたはビザイ ンターナショナルサービスアッシェーション(以下両者を「国際提携組織」と総称します。)が定める金額までとします。ただし、カード利用の 一般人にあわけによう。 バルにかり金融なくとじよう。 たにし、カードリカック 家、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この限度額を起こて 利用するとができます。 3. 前第1. 2. 項の限度額は、当社が必要と 認めた場合には、変更できるものとします。 4. 本条1項の制限額を超 ラアカードを使用した場合には 第8条1項にかかわらず 当社からの るとなったが、そのカーであったは、知ら来に気にかれるかり、これからの 請求次第、そのカードの用代金の全部またはその一部をお支払いい ただくことがあります。

第8条(代金決済) 30条(八並みが) 31. 当社が第29条に基づき譲り受けた債権並びにカード使用者の各種サービスの利用により取得した債権および諸手数料は、原則として毎月10日に締め切り、翌月5日(金融機関休業日の場合は翌金融機 関営業日と1、以下これを「約定支払日」と称します。)に法人会員が あらかじめ金融機関と約定した預金口座(以下「お支払預金口座」 称します)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の当社が指定した日にお支払いいただ 例エルタロコにより並べ 月以降の ヨ社が相反した日におくない いたに くことがあります。ただし、あらかじめ当社の同意を得た場合は、別に 支払い方法を定め、その支払い方法をもって前記に代えることができ ます。2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨 ます。2. カード使用者の海外加湿店でのカード利用代金が外出週間 で表示されている場合、日本町に鉄質の方え、お支払いいただきま す。なお、日本町への検算は、利用代金を国際提携組織の決済セン サーが処理した時点で適用した交換レードは、参替処理経費等とレ で、利用である。 1. 63%を加算したレートを適用するものとします。3. 当社は前第1 ・通常で管理責任者をたけカード使用者があらかじめ割け出た送り で管理責任者をたけカード使用者があらかじめ割け出た送り でで管理責任者をたけカード使用者があらかじめ割け出た送り 型製度、8 仕事[日本] よいにより、下板でおからがからかいかが出り口に入る たにご利用内容明細書として通知します。 7 利用内容明細書の内容 についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けた後2週 間以内に確認していただくものとし、この期間内に異議の申し立てが ない場合には、ご利用内容明細書に記載の売上や残高の内容につ ない場合には、こ利用内容明確告に記載の売上や效為の内容についてご了味いだいたものとみなします。4.カード使用者は、カード 使用者のご利用内容一覧を当比が法人会員に対して送付することを 予め承諾するものとします。5. 批人会員のおまれ積全の座の石とを 落る足により、前第1項のご利用代金の支払債務(以下、「支払債 第2.4をします。)の口軽規等ができない場合には、当社は、当該金融 機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の 機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の 全部または一部につき口座振替ができるものとします。

生命または一部にフラロ圧度保管ができるものとします。 第9条(支払金等の充当順位) お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りないとき は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの 債務に充当しても異議のないものとします。

第10条(費用の負担)

当社と法人会員またはカード使用者の間で締結する債務の支払いに 保系公正証書の作成費用は、退会後といえども法人会員またはカード使用者が負担するものとします。 第11条(退会およびカードの使用取消と返却)

第11家(協策およびカートの使用取消と返却)
1. 法人会員は、当社かて所定の手続きをするとにより、いつでも退会、特定のカード利用単位の廃止および特定のカード使用者の使用取消をすることが出来ます。この場合、法人会員は当社に対して残債務の全額をお支払いいただくこがあります。2. 当社は、法人会員お 物の主報をみ支払いいたに、このめります。2. 当在に、近 次三 実 は たげか一ド使用者のいずれかが、次 の各 号の一つにでも該当 止 場 会、その他当社が法人会員、カード利用単位、またはカード使用者 と して 南当と認めた場合は、何の。通知・催告を受せずして、法人会 員の資格 販消、特定のカード利用単位の廃止、または特定のカード 使用者の使用取得さすることができます。また加盟店等に当該カード の無効を通知または登録することがあります。

(イ)度偽の由告を た場合 (ロ) 本規約のいずれかに違反した場合 (イ)虚偽の中音をじた場合。(ロ) 本規制のいうれかに連及した場合。 (ハ) 当社に対する支払い債務または当社が保証している債務の履行を 怠った場合。(ニ) 法人会員またはカード使用者の信用状態に重大な変 化が生じた場合。(ホ) 換金を目的とした商品購入等、カードの利用状況 が適当でないと当社が認めた場合。3. 前1.2.項の場合、当該法人会員 3日(よくこ) にびカード使用者は以下の事項に同意するものとします。(イ)当該 -ドの利用により発生する債務の支払が完了するまでは、引き続き会 スーペルのによりまますのはあっくないがた」すっては、ことはよう 真規約の効力が維持されるものとします。(ロ)法人会員およびケード使 用者は会員番号等を登録した加盟店に対してすみやかに決済方法の 変更手続きを行うものとし、当該加盟店より通信料などの継続的売上が 発生した場合はこれをお支払いただきます。4. 法人会員は、前第1. 2. 項の定めにより、退会および資格取消となった場合はすべてのカー 2. 項の定めにより、述会およい資格取消となった場合はすべくのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止および特定のカード 使用者の使用取消の場合は該当するカード使用者のカードを、ただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとします。5. 資格取 消、退会またはカードの使用取消がなされた後にカードが使用された場合には、その代金相当額をただちにお支払いいただきます。 第12条(会員資格の再審査)

第12条(会員資格の丹番金) 当社は法人会員またはカード使用者の適格性について入会後、定期・ 不定期の再審査を行います。この場合、法人会員は必要に応じ当社の 求める法人会員の資料の提出等、当社の指示に応じるものとします。 第13条(期限の利益売生)

第13家(納飯の利益最大) 1. 法人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債 務全額について期限の利益を失い、ただちにその債務を履行するもの とします。(イ)支払期日にご利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。 ととます。(イ)支払期日に、利用代金の支払いを1回でも建帯にたとき、 (ロ)自ら擬日ルチ形、小明チボ変則になったとき、または一般の支 払いを停止したとき。(ハ)差押・仮差押・仮差押・仮かの申し立て。 または蕭締後分を受けたとき、しい厳産・民事年生。会社整理・特別清 第・会社理生の申し、安でを受けたとき、または自らこれらの申し立ても たとき、2 法人会員は、次のサポれの事事に該当したときは、当社 の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、ただらにその 情務を履行するものとします。(イ)商品の質入れ、譲渡、賃貸、その他 当社の所有権を侵害する行為をしたとき。(ロ)本規約上の義務に違反 し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

し、その座区が本規制の量入な座区となるとさ。 (ハ)法人会員またはカード使用者の信用状態が著しく悪化したとき。 (二)法人会員が資格を喪失したとき、またはカード使用者がカードの使

第14条(遅延損害余)

第17年(尾地県日本) 本規約に定められた支払期日にお支払資金が不足しご利用代金の全 額をお支払いいただけない場合は、お支払いになるべき金額に対して、 その支払期日の翌日から支払日に至るまで、また本規約に基づく債務 について期限の利益を喪失した場合は、支払債務の元金残金額に対して、期限の利益喪失の翌日から完済に至るまで年利率21.90%の割合で遅延損害金を申し受けます。この場合の計算方法は、年365日の 日割計算とします。

第15条(カードの盗難、紛失の場合の責任と損害のてん補)

3. 万一カード使用者が、カードを産業、許取もしくは横領(以下「盗難」と総称します。)され、または紛失した場合は、速やかに当社あて電話等 により届出のうえ所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署 へもお届けいただきます。2. カードの盗難・紛失により第三者に不正使 用された場合、その代金等は法人会員及び当該カード使用者の責任と たります。3.ただし、前項により法人会員および当該カード使用者が被 なります。3.たたし、刑場によりば人会員表より当該カード使用者が会 も損害は、次に掲げる場合を除き当社かを類で入棚します。(イ)法人会 員およびカード使用者の共同、またはいずれかによる放意または重大な 過失に起因する場合。(ロ)法人会員の役職員またはカード使用者自の の行為または加粗した意難の場合。(ハ)カード使用者の家託を受けて身の間のの批話を十 る者など、カード使用者の関係者の自らの行為または加粗した意難の はる。(人)が、後、後、第一郎で誘き、「一郎である」となりに対しました。 場合。(二)第4条第4、項に違反して第三者にカードが使用された場合。(ホ)当社が法人会員およびカード使用者のいずれかより、紛失・盗難の通知を受理した日から61日以前に生じた不正使用の場合。(へ) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場 戦争、起展等による者に「校行の混乱に来じてなされに不正使用の場合。()ト本製物に違反している状況において盗難、紛失が生にた場合。 (チ)法人会員またはカード使用者が、当社の請求する書類を提出しない場合、提出した書類に不正の表示をした場合、または被害調査に協 力をしない場合。(リ)カード使用の際、登録した暗証番号が使用された 78とよい場合。(ワルド)は一つのは、土地に「一幅品はサカルドの名が上場合。ただ」、当社に責がある場合は除きます。4、カードの盗難・紛失の場合のカードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。

場合、自社がためて教育を下しています。 第16条(届出事項の変更) 1. 法人会員が当社に届け出た会社・団体名、代表者、所在地、カード 利用単位名称、管理責任者、支払材定日、連絡担当者、電話番号、 利用単位名称、管理責任者、支払指定目、連絡担当者、電話番号、 ルード使用者の氏名・住所等に変更があった場合、または、カード利用 単位もしくはカード使用者を追加する場合は、ただちに当社かて所定の 変更手続きをしていただきます。2. 前項の間出がないために当社から の通知書、送付書類をの他のが延着し、または到着したかった場合 は、通常到着サーさともに到着したものとみなします。ただし、前項の変 更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情かあるときは この限りでないものとします。3. 法人会員はカード使用者が当該法人を 退職した場合は、当該カード使用者について、ただちに第11条第1項 に従って当社かて使用者取消局を提出していたださます。 第17条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用) 添外加盟店でカード利用する諸人会の場合となどを 添外加盟店でカード利用する場合、現に適用もれているまたは今後適

海17米(下端の海及のアド間貝の岩壁に関する場合、現て適用されているまたは今後適用される諸法令、諸規則などにより許可書、証明書その他の書類を必要とするときは、当社の要求に応じこれを提出するものとします。また、海 外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じ

第18条(個人情報の収集・利用・提供及び登録に関する同意) 10米(個人情報の収集・利用・旋跃及び登録に関する问息) ード使用者は第2条第2項に基づいて管理責任者が当社に届出た ード使用者の属性情報及び第16条により法人会員が届け出た情報、

カード使用者の興性情報をU第16条により近人会員か福けれた情報、 取引情報等(以下個人情報)と称します。の収集、利用・提供および 登録に関し、次の内容に同意するものとします。 1. 当社が水規約に 基づく与信業務(途上与信を含みます。)および債権管理業務等のため、カード使用者の個人情報を収集し利用すること。2. 当社および当社 と個人情報の提供に関する契約を締結した関連企業が、正当な事業活 動に利用するこか、カード使用者に宣伝印刷物の近待等業業内をすること。3. 当社がカード関連業務の処理を委託した企業にその委託業 等に必要な範囲で個人情報の取扱いをさせること、4. 本規約に係る取引上の判断にあたり、カード使用者の支払能力調査のため、当社が加盟する信用情報機関に収会としている。 し、カード使用者の信用情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務 先、契約日、契約の種類、極度額、支払回数、利用残高、月々の支払 状況等の情報―以下同じ。)が登録されている場合には、それを利用す ること、5. カード使用者の本規約に関する客観的な取引事実に基づく ること。 信用情報が、当社の加盟する信用情報機関と後記ご案内の期間登録され、当社が加盟する信用情報機関及び当該機関と提携する信用情報機関及び当該機関と提携する信用情報 機関の加盟会員により、カード使用者の支払能力に関する調査のため

第19条(宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申し出)

カード使用者は、当社および当社と個人情報の提供に関する契約を締結した関連企業に宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申し出をす とができます。ただし、当社が送付するご利用内容明細書および ード送付時にお送りする宣伝印刷物等の営業案内は除くものとしま

第20条(個人情報の開示・訂正・削除)

カニンス、1m人1時収い時か、計上・門時) 1. カード使用者自身の個人情報を開 示するとう請求ができます。2. 開示請求により、万一登録付客が不正 確または誤りであることが明らかになった場合、カード使用者は、当該情 報の訂正または削除の請求ができます。

第21条(カード使用者情報の提供と交換およびその保護)

第21米(3) 「下欧州省自衛秘の歴史に名交換のよりての保護 1. カード使用者は、法人会員と当たの間において両者の楽務上必要 な範囲で法人会員の提出したカード使用者届・変更届に記載された情 報およびカード使用者の本カードの利用に関し知り得た情報を、相互に 提供しまたは突集十ることを承認します。2. 法人会員及で3世は、前 項により知り得たカード使用者の情報について、カード使用者のプライ 保護に十分注意を払うものとします。

第22条(業務委託)

第22条(果務委託) 法人会員およびカード使用者は当社がクレジットカード業務に関する コンピューター事務、代金決済事務、およびこれらに付随する事務等 を、当社と業務委託契約を締結した会社に業務委託することをあらか じめ同意するものとします 第23条(加盟店との鉛譜)

カードのご利用により購入した物品および受けたサービスに対する紛 議は、マベで法人会員と加盟店とにおいて解決するものとし、当社は 一切その責任を負いません。またその解決の有無は、当社に対する 利用代金支払拒否の理由にはなりません。

第24条(合意管轄裁判所) 第24条(各)医管轄裁判所) 法人会員またはカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴頼のいかんにかかわらず法人会員またはカード使用者の住所地、購入地、および当社の本社、各支店、営業所所在地を管轄す

ろ簡易裁判所主たは地方裁判所を合章管轄裁判所とします。 第25条(準拠法)

第25条(準拠法) 法人会員およびカード使用者と当社との諸契約に関する準拠法はす べて日本法が適用されるものとします。

第26条(提約の改定ならびに承認)

第20家(現49)の改定ならいし本総) 本規約が改定され、当社より法人会員及びカード使用者へその内容 の通知をし、または新会員規約を送付したのちにカード使用者がカー ドを利用したときは、法人会員およびカード使用者は規約の改定を承 辺1 たものとみか1 ます

カム・ボハー・マッカルム) 1. カード使用さは次の(イ)号~(ハ)号に掲げる加盟店にカードを提 示し所定の売上駅にカード上の署名と同じ署名をしていただくことに まり、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。た だし、当社が特に認める店舗・売場、または商品・サービス等につい たし、ヨエルザーののの別を開いため、よんは同コーソーと、一方になっては、克上栗などへの署名にかえて加盟店に設置している端末機でカード及び暗証番号を操作するなど当社が指定する方法により、物品 の購入ならいにサービスの提供を受けることができるものとします。 の購入ならびにサービスの提供を受けることができるものとします。 総関等が突勢した加盟店。(ロ)当社と提携したクレジット会社・金融機関等が突勢した加盟店。(ハ)国際提携組織に加盟するクレジット 会社・金融機関等が契約した国内加盟店および海外加盟店。

2. 物品の購入またはサービスの提供を取り消す場合は、当社所定の 手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。 于献されよるものとし、発金等での扱い戻しはいたしません。 第28条(加盟店への連絡等) カード使用者のカード利用に当たっては、加盟店から当社が照会を

カート使用者のカート利用にヨルラスは、加盟店からヨれか照点を 受ける場合、また同様に当かから加盟店に保全を行う場合がありま す。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことが あり、カード使用者はこれを了承するものとします。1. 加盟店からの照 の分、ハードの日はこれと、「カッちいとしょう。」、加亜同かった。 会に対して当社が必要と認めた事項について回答すること。2.カード の提示者がカード使用者本人であることを確認すること。3.カード使 用者のカード利用が本規約に違反する場合、違反するおそれのある 州省シグ 下が用が下級がいに埋放する場合、近底な、3がよくなんの数 場合、その他不審な場合などには、カードの利用をお勝りする場合が あること。4. 前号の場合、カード使用者へのカード貸与を一時停止 し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく場合があること。 5. 貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させ ただく場合があること

第29条(債権譲渡) 1. 法人会員およびカード使用者はカードの利用または当社のかか わる通信販売等により生じた加盟店の法人会員に対する債権の任意 ルースの の時期及び方法での譲渡について、次のいずれの場合についてもあ らかじめ承認するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・ク レジット会社・金融機関等は、法人会員およびカード使用者に対する レングトエは、企廠機関やは、広人工員わないカート使用者に対する 個別の通知または承認の請求を省略するものとします。(イ)加盟店 が当社に譲渡すること。(ロ)加盟店が当社と提携したクレジナト会社・ 金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。(ハ) 加 並歴域開等に課金した規管と、ごの・コルに誘成うること、V7.7/m 型店が国際保管観象に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提修組織と加盟当社に認度すること。2. 前項により 当社が譲吸受ける債権額は、加盟には34、V7.7ード使用者がカードを規模がある。 提示して署名いただいた売上票の合当金額とします。ただし、当社 が特に認める活動・光梯、または商品・サービス等については、売上 か付に認める治師・元券、または同由・リーとへみに、が、これ 栗などへの署名にかえて加盟店に設置している端末機でカード及び 暗証番号を操作した売上票の合計金額とします。なお、通信販売等 の場合は、当該商品、権利または役務の表示価格と送料等の合計金

第30条(支払い区分)

カード使用者による商品の購入代金、サービスの利用代金及び通信 販売の利用代金の支払い区分については、原則一回払いとなりま

第31条(商品の所有権)

ある」来(向はのか)中極/ 商品の所有権は、カードによる商品の購入または通信販売の利用に より生じた加盟店の法人会員及びカード使用者に対する債権を当社 が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商 品にかかわる債務が完活をれるまで当社に留保されることを認めるも

〜〜〜〜〜〜〜 第32条(見本・カタログ等と現物の相違)

жっと本い、本・バブドリ 等に発売の相差 カード使用者が加盟店に対して見来・カタログ等より申し込みをした 場合において、引き渡された商品が見来・カタログ等と相違している 場合は、カード使用者は加盟店に商品の交換を申し出るかまたは当 該売買契約の解除をすることができます。

□□□問合せ・相談窓口等□□□ 1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードを利用された加盟

- 店にご連絡下さい。 2. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談は当社にご連絡ください。

お問い合わせ事項	当社担当部署	当社名·住所·電話番号
・個人情報に関するお問い合わせ (第20条)について ・その他本規約全般について		ユーシーカード株式会社 東京都港区台場2丁目3番2号 TEL 03-5531-6000(代表) 関東財務局長(7)第00481号
・宣伝印刷物の送付等営業案内中 止(第19条)について	事業部	

□□□個人信用情報に関するご案内□□□ 1. 当社が加盟する信用情報期間の名称・住所電話番号

〒100-0005 東京都卯千代田区丸の内1-3-1 TEL0120-122-878	
〒160-0022 東京都新宿区新宿5-15-5新宿三光町ビル TEL0120-440-029	
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL0120-440-029	

登録情報	KSC	CIC	CCB
本規約に関わる申 込をした事実	当社が信用情報期間を利用した日より 6ヶ月間	当社が信用情報期間を利用した日より 6ヶ月間	当社が信用情報期 間を利用した日より 6ヶ月間
本気や区に関する 客観的な取引事実	契約期間中及び契 約終了後5年間	契約期間中及び契 約終了後5年間	契約期間中及び契 約終了後5年間
債務の支払を延滯し た事実	延滯等の発生日より 5年間	契約期間中及び契 約終了後5年間	延滯等の発生日より 5年間(但し、貸倒れ のみ7年間)

UC FTCカード特約(法人・コーポレート会員用)

UC ETCカー特勢(法人・コーホレー・会員用) 第1条(本特約の主旨) 本特約は、注人会員及びローボレート会員(以下「法人会員」と総称 します。)、または法人会員に代わってETCカードを使用する方(以下 「カード使用者」と称します。)がETCシステムを利用することにより発 生する通行料金等をクレジットカード利用代金と合わせて決済するた めの特約を定めたものであり、記人会員及びカード使用者に本始 を承認し、別途道路事業者が定めるETCシステム利用規程を合わせ 遵守してETCシステムを利用するものとします。

管理者のうち、ユーシーカード株式会社(以下、「当社」と称します) が、ETCシステムによる通行料金等の決済契約を締結したものをい います。 6. 通行料金とは、道路整備特別措置法第2条第3項に 規定される料金の中で通行に係る料金をいいます。7. 「通行料金等 とは、前項の通行料金、及び「ETC前払割引」に基づく前払金と利用 明細書発行費用をいいます。8.「通行記録」とは、ETCカード利用時 切物者が川貴州をいてする。一週刊記録」には、ELCグートが旧的 にETでシステムに登録される利用履歴及び当該有料道路の通行に 保わる料金の額、その他通行に関する記録をいいます。9.「通行記 録等」とは、前項の通行記録、及び「ETC前払割引」に基づく前払金 と利用明細書発行費用を請求するために 道路事業者が記録する と利用明細書発行費用を請求するために、道路事業者が記録する データをいいます。10. 「ETC前払割引」とは、道路事業者が主体と なり運用する、ETC利用者向け割引サービスをいいます。なお、ETC 前払割引を利用する会員は、ETCシステム利用規程と合わせて、同 問は新りを利用する表質は、ETCンパンを利用が続きこれを、同 にく道路事業者が定める「ETC前払制引サービで利用約款」も遵守す るものとします。II.「ETC−ID番号」とは、ETCカード表面にエン ボスされた「80」から始まる19桁の数字をいいます。

がへてれた「60」が少れながら初い水でとくてよう。 第3条(ETCカードの発行と管理) 1. 法人会員規約及びコーポレート会員規約(以下、「会員規約」と総 称します。)に定めるクレジットカード会社(以下「当社」と称します。) け 当社が発行するクレジットカードの法人会員が 会員担約及び本 は、ヨロルポロッタのアンプログドルム人気質が、気質があるいのです 特約を素配のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めた場 合、クレジットカードに追加してETCカードを発行し、会員規約に定め る方法に基づき貸与いたします。 2. ETCカードの所有権は当社に の方はた番ごを呼やいてします。 2、ELDグーでの所有権は当日に 属し、法人会見及びカード使用者には鬱皮なる管理者の注意をもっ で使用保管していただきます。 3、ETCカードを他人に貸与、譲渡 もしくは担保に提供するなど、ETCカードの占有を第三者に移転する ことは一切できません。4、前項にかかわらず、法人会員から事前の こには一切できません。4. mistにカルカンラ、広人云真から中間が 申込があり、当社が適当と認めた場合は、法人会員の役職員に対し てETCカードを貸与するとができるものとし、ETCシステムの利用に より発生する通行料金等の支払は法人会員の責任とします。 5. 本 よ)発生する通行料金等の支払は法人食員の責任とします。5.本 条第2項 第3項に違反して、ETCカードが第三者に利用された場 合、ETCシステムの利用により発生する通行料金等の支払は法人会 長及で当該圧でカード使用者の責任します。6. ETCカードの有 効期限は、当社が指定する日までとし、ETCカードの表面に印字しま す。7. ETCカードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法 人会員ならびにカード使用者として適当と認めた方に、新しいETCカードとETCカード機制を送付します。なお、有効期限外のETCシス テムの利用に入野を生した通行社会等のような比でいては、有効期 限経過後といえども木幹約の効力が維持されるものとします。 管4条(ETCシステムの利用大き。

第4条(ETCシステムの利用方法)

第4条(ETCンステムの利用方法) 1. カード使用者は、道路事業者所定の料金所において、ETCカード を挿入した車載器を介し無線により路側システムと必要情報を授受す ることにより、ETCシステムに通行記録を記録します。 2. 無線による路側システムとの必要情報の授受が適正に終了しない

2. ※※除いるのは同シインとごかな情報をひえか適正に終了しない 場合、路側システムが設置されていない料金所の場合、利用証明書 の発行を希望する場合、除害者割引措置等を受ける場合など、特別 な利用については道路事業者所定の方法によるものとします。

な利用については道路事業者所定の方法によるものとします。 第5条(ETCシステムの利用により発生し、通行料金等の支払) 1. 当社は、カード使用者がETCとステムを利用することにり発生した通行特金等を、ロージ・カード・中球工会社が道路事業者と締結した。 契約に基づき道路事業者より受領した通行記録等を基に、カンジットカードのご利用代金と合領して請求し、意見規約の定めるころによりカードのご利用代金と合領して請求し、意見規約の定めるころによりな私義務のある者(以下、「支払義務者)と称します。」がこれを支払うものとします。2. 第1項に基づくETCシステムの利用により発生した通行料金等の支払に関して請求された内容に実験がある場合は、支援務者と監督事業者との間で解決するものとし、当社への支払義務を免れないものとします。 を免れないものとします。

第6条(ETCカードの解約及び利用停止と返却)

1. 法人会員もしくはカード使用者は、会員規約の定めるところにより 当社あて所定の届出書類を提出することにより、いつでも本特約を解 ョロの C Dice A Muller Me Signut かっことにより、 とっている Me である 支払 義務者は、 当代に対して解約 日までに発生したETCシステム利用による通行料金等の全額をお支払いいただくこともあります。 2. クレジットカードを退会する場合、本特 約も同時に解約し、ETCカード会員の地位を喪失するものとします。 彩句同時に解釈し、ETCカード会員の地位を喪失するものとします。 3. 法人会員及びカード使用者のいずれかが本特別及びレンテハ カードの会員規制に違反した場合、その他当社が会員として不適当と 認めた場合は、当社は、何ちの通知、個告を要せずして、ETCカード の使用停止または本特約に基づくETCカード会員としての地位を取 り消すことができ、これらの措置とともに道路事業者に当該ETCカード の無効を通知することがあります。

第7条(ETCカードの紛失・姿難、 野禍・変形の場合の届出義務及び

用発行)
1. 法人会員またはカード使用者が、ETCカードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、ETCカードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに は、届け出るものとします。 なお、届け出を行う際 ETCー口番 号の通知を要することとします。2. ETCカードの再発行は、当社が適 当と認めた場合に行ないます。その場合、当社所定の手数料を申し

第8条(ETCカードの年会費)

第8条(ETCカートの年金費) 1. 法人会員またはカード使用者は、当社に対しクレジットカード所定 の年会費とは別にETCカード所定の年会費(ETCカード申込書参 捌を支払がものとします。なお、ETCカードの年会費はクレジットカー ドの年会費請求月に合わせてお支払い小だがものとします。2. 支 払方法は、ETCカード利用代金と同様とします。3. すでにお支払済 のETCカードの年会費は、理由の如何を問わず返却いたしません

等9条(免責事項) 当社は、第5条に基づくETCシステムの利用により発生した通行料金 等の決済に関する事項を除き、ETCシステム及び車載器に関する一

等の決済に関する単現を除さ、ETCンステム及び単載線に関する一切の総識の解決、及び損害賠償の責任を負かないものとします。 第19条(個人情報の取り扱い) 1. 法人会員及びカード使用者は、ETCカード塞行の申し込み時に 登録した個人情報ならびにETCシステムの利用による通行記録等に 基づき選絡事業が作成し、ニーシーカード株式会社に送付する請 まプータを、当社が必要な範囲で利用することを了承します。 2. 前 項の情報は当社の責任において適切に管理し、目的外利用及び第 への開示・漏洩はいたしません。

第11条(会員規約の適用) 本特約に特に定めない事項については、会員規約を適用するものと

2003年2月現在